

会議及び会議資料の公開等に関する取扱いについて

1 会議の公開

広島市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）規約第6条第3項により、活性化協議会の会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

このため、あらかじめ会議の中の発言等に下記の不開示情報事項（広島市情報公開条例に準ずる。）が含まれると予想される場合には、会長の判断で、会議の一部又は全部を非開示とする。

なお、会議に関してマスコミ等から事前に打診や要請があった場合には、上記ただし書きに該当しない限り会議室での傍聴、撮影を認める。

2 会議資料の公開

会議資料についても原則公開とする。ただし、下記の不開示情報事項が含まれると会長が判断した場合には、会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

■不開示情報事項

- (1) 個人情報
- (2) 企業秘密など、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められる情報
- (3) 市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 守秘義務など法令等で秘密とされている情報

3 広島市ホームページへの掲載

広島市のホームページは、広島市民への広島市の行政サービスや様々な仕事の案内役となるとともに、国内外の方々に広島市への理解を深めていただけるよう幅広い情報を提供している。

地域公共交通の活性化には市民の理解が必要不可欠であるため、同ホームページを活用し、活性化協議会に関する事項について掲載し、広く市民に情報提供するものである。

掲載については、協議会事務局が事務を行うこととし、協議会委員には、あらかじめ、その内容についての情報提供を行うものとする。